

淀川上流地域森林計画書 (変更)

(淀川上流森林計画区)

京都市・向日市・長岡京市・大山崎町・宇治市
城陽市・八幡市・京田辺市・木津川市・久御山町
井手町・宇治田原町・笠置町・和束町
精華町・南山城村・亀岡市・南丹市

計画期間 自 令和5年4月1日
至 令和15年3月31日

計画決定 令和6年1月23日

(ただし、この計画書の効力は、令和6年4月1日から生じることとする。)

京都府

■ 変更する理由

森林法第5条第5項の規定に基づき、森林の現況、社会経済状況の変動により、計画の対象とする森林の区域、森林整備に関する事項、森林の保全に関する事項、間伐の計画、林道の開設及び拡張に関する計画、保安林の整備に関する計画の変更を行います。

なお、当該森林計画変更の効力は、令和6年4月1日より生ずることとなります。

※下線部は現行計画からの変更箇所

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) [略]

(2) 面積 (R5. 4. 1 現在)

総土地面積 222, 284ha

森林面積 157, 881ha

うち民有林面積 155, 204ha (うち計画対象森林 154, 236ha)

(3)～(7) [略]

2～3 [略]

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

単位：ha

区 分		面 積	備 考
振興局等	市町村		
京都林務 事務所	京都市	<u>59, 185</u>	1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とします。
	向日市	90	
	長岡京市	779	2 地域森林計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく林地開発行為の許可、同第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出、また同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出の対象となります。
	大山崎町	182	
山城広域 振興局	宇治市	3, 301	3 森林計画図の縦覧場所は、京都府農林水産部 <u>林業振興課</u> 、京都府京都林務
	城陽市	<u>787</u>	
	八幡市	126	
	京田辺市	1, 090	
	木津川市	2, 945	

	久御山町	20	事務所及び関係京都府広域振興局と します。
	井手町	873	
	宇治田原町	4,312	
	笠置町	1,879	
	和束町	4,926	
	精華町	321	
	南山城村	4,609	
南丹広域 振興局	亀岡市	15,100	
	南丹市	53,712	
総数		154,236	

R5.4.1 現在

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能（注）を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保に努めるとともに、花粉発生源対策の加速化を推進します。なお、森林の有する機能ごとの対象、望ましい姿、森林整備及び保全の基本方針を次のとおり定めます。

（注）森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

[略]

(2) [略]

2 [略]

第3 森林の整備に関する事項

[略]

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、伐採を行う際の規範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。

主伐については、更新を伴う皆伐又は択伐によるものとし、森林の有する多面的機能の維持増進を図るために、自然条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成などを勘案するとともに、伐採跡地が連続することのないよう配慮し、特に天然更新による場合は、稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとします。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を勘案して伐採を行い、特に自然環境が劣悪で、更新を確保するための伐採方法を特定する必要がある森林においては、適確な更新に配慮した択伐等の伐採方法を選択することとします。

併せて、林地の保全、山地災害等の防止及び生物多様性の保護の観点から、主伐等の実施に当たっては、保護樹帯の設置に努めるとともに、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な樹洞木や枯死木、また目的樹種以外の樹種であっても、目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとし、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえて、現地に適した方法によることとします。

さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等の促進に努めます。

加えて、放置されている人工林、竹林及び里山林については、健全な森林として維持するために、府民や企業の参画も得て、適切な森林整備を行うこととします。

ア～イ [略]

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢とは、地域の標準的な主伐時期として、森林施業の指標、制限林の伐採規制等に用いられるものです。伐採（主伐）の対象となる立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではありません。

市町村内の主要樹種ごとに下表に示す林齢を基準として、平均成長量が最大となる林齢、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を考慮して定めることとします。

[略]

(3) その他必要な事項

木材の生産を目標とする人工林における、主伐時期の目安は、下表のとおりとします。

樹種	生産目標	仕立方法	期待径級	主伐時期の目安
スギ	一般用材	密中仕立	20～30 ^{cm}	40～60 ^年
	建築用材	中仕立	30～	80
丸太仕立 スギ	磨丸太	密仕立	15～20	15～25
		中仕立		
		疎仕立		
ヒノキ	一般用材	密中仕立	20～30	45～65

	建築用材	中仕立	30～	85
マツ	一般用材	密仕立	20～30	40～60
	建築用材	疎仕立	30～	80

2 造林に関する事項

[略]

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

適地適木を原則として、スギ、ヒノキ、アカマツを主体に自然条件や地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等も考慮して定めることとします。

なお、市町村森林整備計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとします。

また、更新に当たっては、エリートツリーなどの成長にすぐれた苗木の植栽、花粉発生源対策の加速化を図るための花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとします。

なお、花粉の少ない苗木の確保を図るため、その増加に努めることとします。

イ 人工造林の対象樹種に関する指針

[略]

(ア) 植栽本数

主要樹種別の標準的な植栽本数は、下表を基礎とし、地域の一般的な植栽本数を考慮して、仕立ての方法別に定めることとします。

なお、活着率や初期成長のすぐれたコンテナ苗や成長のすぐれたエリートツリーなどを活用する場合などにおいては、低密度植栽（植栽本数 1,500 本/ha 程度）を推進することとします。

樹 種	仕立方法	植栽本数（本/ha）	備 考
ス ギ	密 仕 立	4,000	植栽本数は、地位・生産目標・気象等で調整します。
	中 仕 立	3,000	
	疎 仕 立	2,000	
<u>丸太仕立スギ</u>	<u>密 仕 立</u>	<u>6,000</u>	
	<u>中 仕 立</u>	<u>5,000</u>	
	<u>疎 仕 立</u>	<u>4,500</u>	
ヒ ノ キ	密 仕 立	4,000	
	中 仕 立	3,000	
	疎 仕 立	2,000	
アカマツ	密 仕 立	5,000	
	疎 仕 立	3,000	
クヌギ コナラ類	密 仕 立	5,000	
	疎 仕 立	3,000	

(イ) [略]

ウ [略]

(2)～(4) [略]

3 間伐及び保育に関する事項

間伐とは、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行うもので、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有した林分構造が維持され、根系の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっ

ては、立木の成長力に配慮することとします。

なお、市町村森林整備計画において定められる間伐及び保育に関する事項における指針は、次のとおりとします。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、林業普及指導員による地域の実状に応じた間伐方法を考慮した判断も交え、立木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法、その他必要な事項を定めることとします。

また、施業の効率化・省力化を図るため、列状間伐の普及促進に努めることとします。

なお、ヒノキの間伐率は、スギに比べて弱度とします。

[略]

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法は、地域における森林の立木の育成の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、林業普及指導員による地域の実状に応じた保育方法を考慮した判断も交え、時期、回数、作業方法その他必要な事項等を定めることとします。

用途	保育の種類	樹種	実施年 齢 ・ 回 数									
			1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回
建築用材	下刈	スギ	1	2	3	4	5	6	7			
	除伐		8~12									
	枝打		8~12	14~18	19~23	24~32						
	雪起		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般用材	下刈			1	2	3	4	5	6	7		
	除伐		8~12									
	枝打		8~12	14~18	19~23	24~26						
	雪起		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
丸太仕立 スギ	下刈			1	2	3	4	5	6	7		
	除伐		8~9									
	枝打		7~10	2回目以降は2~5年ごとに行う。								

	雪起		1	2	3	4	5	6	7	8		
建築用材	下刈	ヒノキ	1	2	3	4	5	6	7			
	除伐		8~12									
	枝打		8~12	12~18	21~25	26~35						
	雪起		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般用材	下刈		1	2	3	4	5	6	7			
	除伐		8~12									
	枝打		8~12	15~18	21~25	26~30						
	雪起		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
建築用材・ 一般用材	下刈	アカマツ	1	2	3	4	5	6				
	除伐		8~12									
	雪起		1	2	3	4	5	6				
シイタケ 原木	下刈	クヌギ・ ナラ類	1	2	3	4	5	6				
	除伐		5~8									
	雪起		1	2	3	4	5	6	7	8		

注 ただし、4回目以降の下刈りは、必要がある場合のみ実施すること。

下刈りについては、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行うこととします。

なお、エリートツリーなどの成長のすぐれた苗木を活用する場合や低密度植栽を導入した場所などにおいては、下刈り回数の削減や部分的な実施、実施期間の短縮により作業の省力化・効率化を図ることとします。

市町村内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要があるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進していくこととします。

(3) [略]

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

保安林等、法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の立地条件等を参考にして、特に森林の有する公益的機能が高く、各機能の維持増進を図るため、施業を重点的・優先的に実施すべき「水源涵養機能維持増進森林」、「山地災害防止機能 / 土壌保全機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」、「保健機能及び生物多様性保全機能維持増進森林」を公益的機能別施業森林として設定することとします。

また、公益的機能別施業森林、及び(2)に定める木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、重複を認めるものとし、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように設定することとします。

なお、各地域における具体的な森林の区分は、市町村森林整備計画において定めることとします。

[略]

イ 森林施業の方法に関する指針

森林施業の方法については、森林の有する公益的機能等の発揮に配慮して、適切な方法を選択することとします。

なお、各地域における具体的な森林施業の方法は、市町村森林整備計画において定めることとします。

[略]

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア [略]

イ 森林施業の方法に関する指針

森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化、機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要及び生産目標に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう、努めることとします。

また、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととし

ます。

(3) [略]

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1)～(4) [略]

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により搬出することとします。

イ [略]

(6) [略]

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

[略]

(1)～(2) [略]

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業従業者の不足傾向が続いており、今後の森林の有する公益的機能の維持及び森林施業の推進に大きな影響を及ぼすことが考えられます。

このため、京都府立林業大学校を核として、森林・林業に関する知識と技術を備えた人材を育成し、担い手の確保に取り組みます。

若手の林業就業者を、地域林業振興の中心的リーダーとして育成するため、各種研修や講習会を開催するとともに、林業研究グループや京都府林業士会、川上から川下までの集まりである京都林・材・建青年会議所等の林業従事者の自主的な活動を支援していきます。

さらに、公益財団法人京都府林業労働支援センターによる林業就業希望者への就業前から就業後に至るまでの各種支援活動を推進し、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等、人材の確保に努めます。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善に努めます。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林整備の担い手が減少していく中、林業の機械化は作業の効率化や安全性の面からだけでなく、若い担い手の確保や生産コストの低減の面からも必須であり、地域の実情に合わせて、タワーヤーダ、プロセッサ、フォワーダ、ハーベスタ等自走式の高性能林業機械の導入及びこれらの機械による効率的な作業システムの普及を推進します。

高性能林業機械の導入に当たっては、効率的な稼働が前提であり、オペレーターの養成、林道や森林作業道等の路網の整備及び計画的でまとまりのある作業が行える体制づくりに努めます。

また、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報の提供を行うための体制整備に努め、面的な集約化の促進に努めます。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

木材の流通・加工体制の整備については、安定したサプライチェーンの構築を実現するために、流域を単位とした計画的な木材生産の推進により一定のまとまりのある原木を安定的に確保するとともに、原木市場等の流通拠点の整備を計画的に進めます。

また、木材の加工施設の整備及び連携利用等による加工コストの低減や、付加価値を高めるためのJAS材や集成材などの高次加工の推進、京都府産木材で作った住宅の開発と販売など、地域としての合理的な流通・加工体制の整備に努めます。

なお、主伐材等の利用を進めるため、公共建築物等での木材利用を進めるとともに、民間建築物等での利用も推進し、併せて木材加工施設等の加工体制の整備を図ります。

加えて、京都府産木材の生産から加工、販売関係者による地域の木材関係者のネットワーク化を推進していきます。また、すべての京都府産木

材が合法性確認木材となるよう、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性木材等の取扱い数量の増加等の取組促進に努めます。

(6) [略]

第 4 森林の保全に関する事項

水源の涵養、災害の防止及び環境の保全等森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、保安施設事業の実施、保安林の指定及びその適正な管理並びに適切な施業の実施により、林地の保全を図るほか、森林の利用に当たって林地の保全に支障を及ぼさないよう、次のとおり計画します。

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

林地の保全に特に留意しなければならない森林は、山地災害防止機能を高度に発揮させる必要のある森林及び、保安林、保安施設地区の森林を含め、地形、地質、土壌、気象、その他の条件を総合的に考慮し、次のとおり定めます。

単位：ha

市町村名	面積	留意すべき事項	備 考
京都市	20,957	左記の林地は、水源涵養、災害の防止等の森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、適正な管理並びに適切な施業の実施により林地の保全を図るほか開発による用途への転用は極力さけるよう留意するものとする。	水源涵養保安林・土砂流出防備保安林・土砂崩壊防備保安林等の保安林及び飲料水・かんがい用水等の水源として依存度の高い森林 特に生活環境保全機能及び保健文化機能を高度に発揮させる必要があるとして
向日市	1		
長岡京市	138		
大山崎町	5		
宇治市	155		
城陽市	120		
八幡市	108		
京田辺市	123		
木津川市	538		
久御山町	19		
井手町	202		

宇治田原町	963	定められている森林箇所は森林計画図による。
笠置町	776	
和束町	2,229	
精華町	-	
南山城村	1,911	
亀岡市	5,344	
南丹市	14,327	
総計	47,917	

(2) [略]

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 土地の形質の変更を行う場合

調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲料水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全・形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとします。

土石の切取、盛土等土地の形質の変更に当たっては、森林の土地の保全に十分留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施地区の選定を行うこととします。

なお、太陽光発電設備を設置する場合には、小規模な林地開発行為でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など開発行為の基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮する。

イ 土石の切取・盛土を行う場合

法勾配の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護のための法面緑化工・土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとし、その他形質の変更を行う場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置をとることとします。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等

規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

(4) [略]

2～4 [略]

第 5 [略]

第 6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

森林資源の状況、過去の伐採動向等をもとに算出した伐採予測量及び全国森林計画において割り振られた京都府の計画量を考慮し、計画期間である今後10年間の伐採立木材積について次のとおり計画します。

単位:千 m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,911	1,808	103	1,081	978	103	830	830	0
うち前半5年分	919	865	54	564	510	54	355	355	0

2～3 [略]

4 林道の開設及び拡張に関する計画

開設及び拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量については、別表 1 のとおり定めることとします。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林の指定については、計画区内の保安林の配備状況等を踏まえ、地域における水需要の動向、集中豪雨等による災害の発生状況等地域の実状を考慮し、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため、次のとおり計画します。

○種類別面積

単位：ha

区分	水源涵養のための保安林	災害防備のための保安林				保健・風致保存等のための保安林	合計
		土砂流出防備のための保安林	土砂崩壊防備のための保安林	干害防備のための保安林	飛砂防備のための保安林		
指定	910	650	40	-	-	-	1,600
解除	6	16	2	-	-	1	25

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち前半5年分	
総数（実面積）	56,963	56,174	
水源涵養のための保安林	37,452	36,998	
災害防備のための保安林	18,176	17,841	
保健、風致の保存等のための保安林	3,851	3,851	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位：ha

指定/ 解除	種 類	森林の所在		面 積	うち前半 5年分	指 定 又 は 解 除 を 必 要 と する 理 由	国 有 保 安 林 と の 関 係	備 考
		市町村	区 域					
指 定	水源かん 養保安林	京 都 市	一 円	12	6	水 資 源 の 確 保	な し	
		宇 治 田 原 町		52	26			
		亀 岡 市		104	52			
		南 丹 市		742	371			
		小 計		910	455			
	土砂流出 防備保安 林	京 都 市	一 円	122	61	災 害 の 防 止	な し	
		長 岡 京 市		2	1			
		宇 治 市		80	40			
		八 幡 市		2	1			
		京 田 辺 市		2	1			
		木 津 川 市		20	10			
		宇 治 田 原 町		120	60			
		亀 岡 市		174	87			
	南 丹 市	128	64					
	小 計	650	325					
土砂崩壊 防備保安 林	京 都 市	一 円	24	22	災 害 の 防 止	な し		
	宇 治 市		2	1				
	宇 治 田 原 町		4	2				
	亀 岡 市		6	3				
	南 丹 市		4	2				
小 計	40	30						
合 計				1,600	810			

単位：ha

指定/ 解除	種 類	森林の所在		面 積	うち前半 5年分	指 定 又 は 解 除 を 必 要 と する 理 由	国 有 保 安 林 と の 関 係	備 考
		市町村	区 域					
解 除	水源かん 養保安林	京 都 市 和 東 町	一 円	5 1	4 1	指 定 理 由 の 消 滅	な し	

		小計		6	5			
土砂流出 防備保安 林	京都市	一 円		1	1	指定理由 の消滅	なし	
	城陽市		4	4				
	京田辺市		1	1				
	木津川市		1	1				
	宇治田原町		1	1				
	笠置町		1	1				
	和束町		1	1				
	南山城村		4	4				
	亀岡市		2	2				
	小計			16	16			
土砂崩壊 防備保安 林	京都市	一 円		1	1	指定理由 の消滅	なし	
	井手町			1	1			
小計			2	2				
風致保安 林	宇治市	一 円		1	1	指定理由 の消滅	なし	
	小計			1	1			
合 計				25	24			

ウ [略]

(2)～(3) [略]

6 [略]

第7 [略]

別表2 [略]

Ⅲ (附) 参考資料 [略]

別表1

別表1 開設及び拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等

開設拡張別	種類	位置		路線名	延長 (m)	利用区域			国調有林道の必要の有無	備考	開設拡張の順位
		市区町村名	大字			面積 (ha)	材積(m ³)				
							針葉樹	広葉樹			
開設	自動車道	京都市	北区	雲ヶ畑、杉坂、西賀茂	横成線	1,000	197	32,224	6,439		前期
			北区	大森	大森長谷線	700	139	18,278	9,596		
			北区	真弓	縁坂線	1,800	67	10,961	3,123		
			左京区	広河原	長戸谷線	500	108	13,090	7,686		
			左京区	久多、広河原	久多広河原線	1,800	1,744	180,091	132,069		
			左京区	花脊	花背西線	1,800	171	30,057	5,613		
			右京区	嵯峨清滝	愛宕線	500	146	25,685	3,115		
			右京区	梅ヶ畑、嵯峨水尾	松尾白峰線	500	149	19,532	5,151		
			右京区	京北芹生	伊佐波線	700	79	9,900	8,022		
			右京区	京北上弓削(上川)	東向谷線	500	55	6,674	4,142		
			右京区	京北下、京北辻、京北中江	稲荷谷線	900	144	29,142	8,282		
			右京区	京北下黒田	露谷線	900	95	20,877	3,127		
			右京区	京北小塩	岩ヶ谷線	700	74	15,260	3,621		
			右京区	京北小塩	岩ツボ線	500	56	9,048	4,934		
			右京区	京北辻、京北中江	龍ヶ坂線	500	30	6,964	1,567		
右京区	京北浅江	丸山線	500	30	7,579	474					
右京区	京北上弓削	八丁線	325	547	58,992	64,028					
【開設 前期計】					14,125	3,830	494,354	270,989	17路線		
開設	自動車道	京都市	北区	雲ヶ畑、杉坂、西賀茂	横成線	1,500	195	32,433	5,844		後期
			左京区	久多	見越線	1,600	76	6,277	5,423		
			左京区	広河原	広河原西峰線	5,000	229	32,740	12,469		
			右京区	嵯峨清滝	愛宕線	2,200	146	25,685	3,115		
			右京区	京北上弓削(十一)	知谷支線	400	18	3,601	500		
			右京区	京北細野	宮ノ辻山田線	1,500	55	8,966	2,307		
			右京区	京北宮	北山線	1,200	47	6,827	2,096		
			右京区	京北井戸、京北辻、京北中江	奥馬場谷線	700	53	12,636	2,516		
			右京区	京北下弓削	弓削矢谷奥線	1,400	31	6,280	634		
			右京区	京北漆谷、京北矢代中	馬場谷線	1,000	60	15,921	251		
			右京区	京北下黒田	下黒田矢代線	1,000	61	18,485	587		
			右京区	京北下中	下中大谷線	600	35	8,215	1,041		
【開設 後期計】					18,100	1,066	178,066	36,783	12路線		
【開設 計】					32,225	4,836	672,420	307,772	29路線		
改良	自動車道	京都市	北区	大宮	釈迦谷線	5	61	15,133	654	橋梁改良	前期
			左京区	静市	西又線	500	262	59,094	12,270	局部改良	
			左京区	静市	東又線	200	252	55,177	12,133	局部改良	
			左京区	久多	オグロ谷線	300	278	18,947	33,234	法面保全	
			左京区	広河原	フカンド谷線	300	168	23,489	8,832	法面保全	
			左京区	一乗寺	坂端線	100	235	20,426	20,760	法面保全	
			左京区	鞍馬	百井谷線	15	288	38,958	20,335	橋梁改良	
			左京区	静市	畑山線	500	59	16,052	1,214	局部改良	
			左京区	静市	水谷線(静原)	20	95	20,020	4,118	橋梁改良	
			左京区	大原	管子谷線	95	287	16,481	36,577	橋梁改良、局部改良	
			右京区	梅ヶ畑、嵯峨清滝	谷山線	10	674	112,211	26,426	橋梁改良	
			右京区	京北細野	極楽谷線	10	60	9,197	2,662	橋梁改良	
			右京区	京北井戸、京北大野、京北辻、京北塔、京北鳥居、京北中江、京北比賀江	折谷線	200	147	23,610	11,592	局部改良	
			右京区	京北上中、京北下中	千谷線	6	41	4,869	3,069	橋梁改良	
			右京区	京北灰屋	一ノ谷線	500	114	40,066	3,222	局部改良	
右京区	京北上弓削	八丁線	29	547	58,992	64,028	橋梁改良				
右京区	京北鳥居	鳥居中山線	120	16	2,355	65	局部改良				
【改良 前期計】					2,910	3,584	535,077	261,191	17路線		
改良	自動車道	京都市	北区	小野、中川	水谷線	500	283	51,545	7,108	局部改良	後期
			左京区	花脊	知世路線	50	345	63,409	15,537	局部改良	
			左京区	広河原	早稲谷線	300	312	41,890	20,940	法面保全	
			左京区	上高野、鞍馬	直谷線	250	348	43,470	32,403	法面保全	
			左京区	久多	古君道線	383	58	3,199	6,937	法面保全	
			左京区	花脊	尾佐谷線	17	64	7,524	5,196	橋梁改良	
			左京区	大原	大黒谷線	1,000	442	42,467	46,192	法面保全	
			左京区	大原、久多、花脊	久多尾越線	12,858	814	65,528	66,929	法面保全、局部改良	
			左京区	花脊	南谷線	41	332	47,299	25,109	橋梁改良	
			左京区	花脊、広河原	深見大布施線	11,066	486	61,977	34,447	局部改良、法面保全、交通安全施設	
			左京区	静市	狩場線	6	93	21,107	2,232	橋梁改良	
			右京区	梅ヶ畑	水谷線	500	113	10,735	6,113	局部改良	
			右京区	梅ヶ畑	震心寺線	500	445	73,114	24,844	局部改良	
			右京区	京北大野、京北中江、京北比賀江	小野内谷線	700	88	28,449	2,030	局部改良	
			右京区	京北上黒田、京北芹生、京北上弓削、京北田貫、京北下中、京北大野、京北小塩、京北井戸、京北上黒田、京北下黒田、京北下弓削、京北辻、京北中江、京北宮	武地線	1,000	250	40,256	18,968	法面保護	
			右京区	京北上弓削(十一)、京北上弓削、京北室谷	深見大布施線	15,486	2,627	312,165	237,779	局部改良、法面保全、交通安全施設	
			右京区	京北上弓削(十一)、京北上弓削、京北室谷	原深見線	5,424	272	31,025	22,445	局部改良、法面保全、交通安全施設	
			右京区	京北下宇津	池ヶ谷線	1,720	75	18,499	3,297	局部改良、法面保全	

開設拡張別	種別	位置		路線名	延長 (m)	利用区域			国調有 整林の 道と必 要の連 有絡無	備考	開設拡張の 順位				
		市区町村名	大字			面積 (ha)	材積(m ³)								
							針葉樹	広葉樹							
改良	自動車道	京都市	右京区	京北周山、細野	余野周山	50	200	37,112	8,032	局部改良	後期				
			右京区	京北灰屋	一ノ谷線	50	114	40,066	3,222	局部改良					
		【改良 後期 計】					51,841	7,762	1,040,836	589,760		20 路線			
【改良 前期 計】					54,751	11,346	1,575,913	850,951	37 路線						
改良	軽車道	京都市	北区	鷹峰	滑地線	1,589	107	20,949	2,095	橋梁改良、山火事防止	前期				
			北区	大宮、中川	東谷線	1,000	45	6,324	474	局部改良					
			左京区	大原	伊王谷線	50	213	34,475	11,191	橋梁改良					
【改良(軽車道) 前期 計】					2,639	366	61,748	13,760	3 路線						
改良	軽車道	京都市	北区	鷹峰	滑地線	26	107	20,949	2,095	橋梁改良、局部改良	後期				
			左京区	花脊	オコ谷線	50	105	19,460	4,776	局部改良					
			左京区	岩倉	岩倉長谷線	9	130	18,552	7,392	橋梁改良					
			左京区	大原	亀甲谷線	870	125	25,353	3,657	幅員拡張					
			左京区	大原	伊王谷線	400	213	34,475	11,191	局部改良、幅員拡張					
			左京区	大原	長谷線	1,050	75	10,271	4,771	幅員拡張					
			右京区	梅ヶ畑、鳴滝	福ヶ谷線	137	186	33,405	2,092	橋梁改良、山火事防止					
			伏見区	醍醐	北端山線	11	85	15,148	3,086	橋梁改良					
			【改良(軽車道) 後期 計】					2,553	1,027	177,613		39,060	8 路線		
【改良(軽車道) 計】					5,192	1,393	239,361	52,820	11 路線						
舗装	自動車道	京都市	北区	小野	岩谷線	1,300	113	12,460	7,688		前期				
			北区	大宮	釈迦谷線	900	61	15,133	654						
			左京区	静市	西又線	2,200	262	59,094	12,270						
			左京区	静市	東又線	2,000	252	55,177	12,133						
			左京区	花脊	南谷線	1,000	332	47,299	25,109						
			左京区	花脊	知世路線	2,500	345	63,409	15,537						
			左京区	広河原	折谷線	1,480	233	31,369	15,505						
			左京区	広河原	フカンド谷線	2,243	191	25,948	10,542						
			左京区	鞍馬	二ノ瀬長谷線	2,100	164	26,485	10,317						
			左京区	鞍馬	栗夜又線	1,000	237	41,665	12,166						
			左京区	静市	畑山線	500	59	16,052	1,214						
			左京区	静市	狩場線	650	93	22,608	2,450						
			左京区	静市	水谷線(静原)	1,000	95	20,020	4,118						
			左京区	静市	向山線	1,000	88	13,632	3,635						
			左京区	大原	大原杉谷線	460	46	5,992	2,854						
			左京区	大原	三ツ又線	790	81	13,808	2,988						
			左京区	花脊	高瀬谷線	800	118	14,360	8,995						
			左京区	花脊	尾佐谷線	850	64	7,524	5,196						
			左京区	広河原	長戸谷線	480	108	10,141	8,455						
			左京区	広河原	光祇谷線	1,370	148	13,847	13,133						
			左京区	花脊	蔵谷線	900	56	7,907	3,147						
			左京区	広河原	河原谷線	500	99	15,637	7,007						
			左京区	花脊	鎌岳線	500	66	5,625	7,380						
			西京区	嵐山、松尾、松室、山田	西芳寺谷線	3,500	409	79,312	8,421						
			右京区	京北芹生	芹生谷線	500	53	6,664	4,335						
			右京区	京北灰屋	一ノ谷線	500	104	31,380	2,612						
			【舗装 前期 計】					31,023	3,878	662,548		207,861	26 路線		
			舗装	自動車道	京都市	北区	鷹峰、中川	奥長谷峰山線	200	144		22,937	3,646		後期
						北区	杉坂	杉坂大谷線	220	169		29,036	1,723		
						北区	大森	大森大谷線	600	239		28,230	13,655		
						北区	大森	牛ヶ滝線	560	123		12,071	8,431		
北区	上賀茂	椿谷線				1,065	82	24,154	1,683						
左京区	花脊	杉谷線				500	34	11,405	1,284						
左京区	花脊	寺谷線				2,500	604	85,299	34,620						
左京区	広河原	早稲谷線				1,500	312	41,890	20,940						
左京区	花脊	ナメラ谷線				930	245	25,289	20,005						
左京区	久多	久多南谷線				900	167	21,530	10,221						
左京区	久多	古君道線				6,000	349	41,855	25,694						
左京区	岩倉	繁見線				1,000	66	12,381	1,352						
右京区	鳴滝	池ノ谷線				255	76	10,958	3,630						
右京区	梅ヶ畑、嵯峨清滝	谷山線				400	674	112,211	26,426						
右京区	嵯峨清滝	梨ノ木線				1,710	192	40,845	5,498						
右京区	梅ヶ畑	雲心寺線				2,000	445	73,114	24,844						
左京区	花脊	別所峰道線				400	111	18,539	6,240						
右京区	京北上黒田、京北宮	片波線				1,000	40	7,495	1,211						
右京区	京北宮	片波広域線				3,000	79	9,491	4,746						
右京区	京北下宇津	池ヶ谷線				1,720	75	18,499	3,297						
右京区	京北細野	宇治宇治谷線				1,650	106	21,025	4,192						
右京区	京北上弓削(十一)、京北上弓削、京北室谷	原深見線				2,662	272	31,025	22,445						
左京区	花脊、広河原	深見大布施線				6,672	486	61,977	34,447						
右京区	京北上弓削、京北田貫、京北下中、京北大野、京北小塩、京北井戸、京北上黒田、京北下黒田、京北下弓削、京北辻、京北中江、京北宮	深見大布施線				6,813	2,627	312,165	237,779						
【舗装 後期 計】						44,257	7,717	1,073,421	518,009	24 路線					
【舗装 計】						75,280	11,595	1,735,969	725,870	50 路線					
舗装	軽車道	京都市				北区	雲ヶ畑	足谷線	500	42	5,452	3,072		前期	
						左京区	花脊	オコ谷線	300	105	19,460	4,776			
						左京区	大原	西の谷線	590	78	12,178	2,778			
左京区	広河原	根尻木線				1,580	349	26,739	26,815						
【舗装(軽車道) 前期 計】						2,970	574	63,829	37,441	4 路線					
			北区	雲ヶ畑、杉坂	松尾谷線	1,000	133	15,167	11,361						

開設 拡張 別	種 類	位置			路線名	延長 (m)	利用区域			国調 有整 修の 道必 要の 連有 路無	備 考	開設 拡張 の 順 位
		市区町村名		大字			面積 (ha)	材積(m³)				
								針葉樹	広葉樹			
舗装	軽車道	京都市	左京区	大原	亀甲谷線	200	155	21,555	9,060			後期
			右京区	梅ヶ畑、鳴滝	福ヶ谷線	1,100	186	33,405	2,092			
【舗装(軽車道) 後期 計】						2,300	474	70,127	22,513		3路線	
【舗装(軽車道) 計】						5,270	1,048	133,956	59,954		7路線	
京都市 計						172,718	30,216	4,357,619	1,997,367		134路線	
改良	自動車道	長岡京市	奥海印寺長法寺		鉢伏線	1,139	71	12,299	3,512		幅員拡張、法面保全	前期
【改良 計】						1,139	71	12,299	3,512		1路線	
改良	軽車道	長岡京市	奥海印寺		立石線	695	140	14,889	2,070		局部改良、法面保全	前期
【改良(軽車道) 計】						695	140	14,889	2,070		1路線	
長岡京市 計						1,834	211	27,188	5,582		2路線	
改良	自動車道	宇治市	炭山、菟道	炭山線	3,011	218	45,110	8,540		局部改良	後期	
			炭山、西笠取	谷山線	5,000	149	29,047	5,207		局部改良		
			志津川、池尾	仙郷山線	3,995	128	22,511	6,529		局部改良		
			宇治、白川	白川線	2,130	30.37	4,315	991		局部改良		
【改良 計】						14,136	525	100,983	21,267		4路線	
宇治市 計						14,136	525	100,983	21,267		4路線	
改良	自動車道	京田辺市	薪	甘南備山線	1,367	80	4,752	3,817		局部改良	前期	
【改良 計】						1,367	80	4,752	3,817		1路線	
京田辺市 計						1,367	80	4,752	3,817		1路線	
舗装	自動車道	木津川市	山城町神童子、山城町平尾		神童子線	1,265	303	40,749	6,184	有		前期
【舗装 計】						1,265	303	40,749	6,184		1路線	
改良	自動車道	木津川市	山城町神童子		神童子線	5,576	303.00	40,749	6,184.0		橋梁補修	前期
【改良 計】						5,576	303.00	40,749	6,184.0		1路線	
改良	軽車道	木津川市	山城町平尾		奥山北谷線	1,210	156.92	10,221	2,609.9		橋梁補修	前期
【改良(軽車道) 計】						1,210	156.9	10,221	2,609.9		1路線	
木津川市 計						8,051	762.9	91,719	14,977.9		3路線	
改良	自動車道	井手町	多賀	片原山線	2,840	62	13,060	759	有	局部改良・法面保全	前期	
【改良 計】						2,840	62	13,060	759		1路線	
舗装	自動車道	井手町	多賀	片原山線	2,840	62	13,060	759	有		前期	
【舗装 計】						2,840	62	13,060	759		1路線	
井手町 計						5,680	124	26,120	1,518		2路線	
開設	自動車道	宇治田原町	奥山田	奥山田上大福線	500	31	9,634	0			前期	
			奥山田	黒山線	1,000	91	19,372	3,739				
			奥山田	宇津尾線	3,575	228	50,833	7,313				
【開設 前期 計】						5,075	351	79,839	11,052		3路線	
開設	自動車道	宇治田原町	南	滝ノ口線	700	73	10,053	2,204			後期	
【開設 後期 計】						700	73	10,053	2,204		1路線	
【開設 計】						5,775	424	89,892	13,256		4路線	
改良	自動車道	宇治田原町	南	掛谷線	3,150	92	19,444	761		法面保全	前期	
			郷之口	未山線	827	53	10,129	764		幅員拡張、法面保全		
			立川	御林山線	4,820	133	16,889	3,227		幅員拡張、法面保全		
			郷之口	未山支線	300	5	761	1		幅員拡張		
			奥山田	1号鷲峰山線	2,660	121	13,608	3,402		幅員拡張、法面保全		
			湯屋谷	2号鷲峰山線	1,862	146	21,342	194		幅員拡張、法面保全		
			湯屋谷	欠谷線	1,770	35	3,523	3,293		法面保全		
			禪定寺、荒木、高尾	大峰線	10,203	407	44,348	1,064		法面保全		
			立川、南	地福谷線	3,655	110	20,696	870		幅員拡張、法面保全		
			【改良 前期 計】						29,247	1,102		150,740
【改良 計】						29,247	1,102	150,740	13,576		9路線	
舗装	自動車道	宇治田原町	南	掛谷線	3,150	92	19,444	761			前期	
			郷之口	未山線	827	53	10,129	764				
			湯屋谷	欠谷線	1,770	35	3,523	3,293				
			立川	大下司線	500	35	6,000	300				
			南、立川	御林山支線	733	39	4,222	859				
			立川、鷺田	御林山線	4,820	192	20,873	184				
			奥山田	1号鷲峰山線	2,660	121	13,608	3,402				
			湯屋谷	2号鷲峰山線	1,862	146	21,342	194				
			禪定寺、荒木、高尾	大峰線	10,203	407	44,348	1,064				
			【舗装 前期 計】						26,525	1,120		143,489
舗装	自動車道	宇治田原町	立川、南	地福谷線	3,655	121	22,062	1,124			後期	
【舗装 後期 計】						1,360	78	9,780	2,645		2路線	
【舗装 計】						31,540	1,319	175,331	14,590		11路線	
宇治田原町 計						66,562	2,846	415,963	41,422		24路線	
開設	自動車道	笠置町	有市(西部)	野田線	500	100	10,298	6,395			前期	
			笠置(南部)	阿蘇線	500	81	13,639	1,802				
【開設 前期 計】						1,000	181	23,937	8,197		2路線	
開設	自動車道	笠置町	有市(西部)	野田線	1,000	100	10,298	6,395			後期	
			笠置(南部)	阿蘇線	500	81	13,639	1,802				
【開設 後期 計】						1,500	181	23,937	8,197		2路線	
【開設 計】						2,500	363	47,874	16,394		4路線	
改良	自動車道	笠置町	有市(西部)	横川線	100	237	37,551	12,324		局部改良	前期	
			有市(西部)	野田線	100	100	10,298	6,395		局部改良		
			笠置(南部)	阿蘇線	100	81	13,639	1,802		局部改良		
【改良 計】						300	418	61,488	20,521		3路線	
舗装	自動車道	笠置町	有市(西部)	野田線	683	100	10,298	6,395			前期	
			笠置(南部)	阿蘇線	975	81	13,639	1,802				
【舗装 計】						1,658	181	23,937	8,197		2路線	

開設 拡張 別	種 類	位 置		路 線 名	延長 (m)	利 用 区 域		国 調 有 整 林 の 道 と 必 要 の 連 有 路 無	備 考	開 設 拡 張 の 順 位	
		市区町村名	大 字			面積 (ha)	材積(m³)				
							針葉樹				広葉樹
笠置町 計					4,458	962	133,299	45,112		9 路線	
開設	自動車道	南山城村	野殿	野口線	694	80	9,903	3,664		前期	
【開設 前期 計】					694	80	9,903	3,664		1 路線	
開設	自動車道	南山城村	野殿	野口線	1,000	80	9,903	3,664		後期	
【開設 後期 計】					1,000	80	9,903	3,664		1 路線	
【開設 計】					1,694	160	19,806	7,328		2 路線	
改良	自動車道	南山城村	童仙房、野殿	三国越線	1,710	973	78,733	87,845	局部改良	前期	
【改良 計】					1,710	973	78,733	87,845		1 路線	
南山城村 計					3,404	1,133	98,539	95,173		3 路線	
開設	自動車道	亀岡市	篠町王子	長尾山線	900	88	15,691	1,011		前期	
【開設 前期 計】					900	88	15,691	1,011		1 路線	
開設	自動車道	亀岡市	稗田野町佐伯 馬路町	大城山線2-1 一の橋線	1,500 1,000	228 66	46,625 11,185	749 1,878		後期	
【開設 後期 計】					2,500	294	57,810	2,627		2 路線	
【開設 計】					3,400	383	73,501	3,638		3 路線	
改良	自動車道	亀岡市	曾我部町寺 篠町王子	地明谷線 西長尾線	2,356 2,390	107 41	19,724 7,318	1,513 351	法面保全 法面保全	前期	
【改良 前期 計】					4,746	148	27,042	1,864		2 路線	
改良	自動車道	亀岡市	稗田野町佐伯 篠町王子	大城山線 中の谷線	6,230 2,764	228 204	46,625 36,641	749 3,569	局部改良、法面保全 局部改良、法面保全	後期	
【改良 後期 計】					8,994	432	83,266	4,318		2 路線	
【改良 計】					13,740	580	110,308	6,182		4 路線	
舗装	自動車道	亀岡市	曾我部町寺 篠町王子 篠町王子 篠町王子	地明谷線 西長尾線 中の谷線 池ノ谷2-2線	2,356 2,390 2,764 2,164	107 41 204 69	19,724 7,318 36,641 12,255	1,513 351 3,569 737		前期	
【舗装 前期 計】					9,674	421	75,938	6,170		4 路線	
舗装	自動車道	亀岡市	上矢田町	寒谷線	2,281	91	16,378	780		後期	
【舗装 後期 計】					2,281	91	16,378	780		1 路線	
【舗装 計】					11,955	513	92,316	6,950		5 路線	
開設	軽車道	亀岡市	古世町	東谷線	1,260	49	9,360	671		前期	
【開設(軽車道) 前期 計】					1,260	49	9,360	671		1 路線	
【開設(軽車道) 計】					1,260	49	9,360	671		1 路線	
亀岡市 計					30,355	1,524	285,485	17,441		13 路線	
開設	自動車道	南丹市	美山町高野(砂木)	高野線	3,700	499	74,571	22,742		前期	
			美山町白石	小野倉線	1,500	408	43,781	38,968			
			美山町板橋	板橋線	3,500	78	14,723	5,568			
			美山町板橋	海老坂線	2,800	114	18,491	5,946			
			美山町原	堂ヶ谷線	1,200	53	7,099	2,910			
			美山町豊郷(名島)	下谷線	3,000	148	34,320	4,599			
			美山町豊郷(神谷)	馬場谷線	1,500	88	8,839	7,607			
			美山町安掛、 美山町荒倉	堂山線	2,000	118	18,228	9,553			
			美山町河内谷	西ヶ谷芦谷線	2,500	136	25,934	10,118			
			美山町河内谷	深見峠線	1,000	80	14,054	3,248			
			美山町江和、 美山町田歌	民水追突ノ木線	2,600	130	19,678	11,602			
			美山町佐々里	道ノ谷支線	1,500	69	7,355	7,455			
			美山町下平屋、 美山町下吉田	大才野線	1,400	90	11,822	4,922			
			美山町下	東杉波線	1,600	151	34,651	2,924			
			美山町内久保(上久保)	合戦原線	100	41	7,981	2,446			
			美山町内久保(上久保)、 美山町南	ホサビ線	1,500	219	44,588	10,126			
			美山町静原	丸山線	1,500	71	11,947	4,200			
			美山町静原	向小谷線	1,600	71	11,947	4,200			
			美山町原	原北谷線	1,500	108	12,135	8,650			
			美山町高野(今宮)、 美山町高野(栴原)	ウセノ線	1,800	65	12,900	3,788			
			園部町天引	脇谷線	780	39	5,260	2,075			
			日吉町畑郷	畑郷奥山向山線	4,100	115	3,670	13,287			
【開設 前期 計】					42,680	2,892	443,974	186,934		22 路線	
開設	自動車道	南丹市	美山町原	大ピツ線	600	65	18,654	955		後期	
			美山町福居(熊壁)、 美山町福居(脇)	奥ノ谷線	1,200	120	24,176	4,480			
			美山町内久保(大内)、 美山町荒倉	島向線	1,000	217	34,026	17,352			
			美山町江和	江和向山線	1,000	52	7,870	4,640			
			美山町田歌	オソグイ線	1,200	93	16,184	6,695			
			美山町佐々里	大川上シナ谷線	1,500	131	23,874	9,568			
			美山町河内谷、 美山町佐々里	佐々里河内谷線	1,800	456	95,032	15,987			
			美山町芦生	小野子谷線	1,000	139	9,615	16,988			
			美山町豊郷(洞)、 美山町福居(熊壁)、 美山町盛郷(林)	綾部美山1号線	3,480	742	122,873	47,347			
			美山町三桠(川谷)、 美山町音海、 美山町小瀬	綾部美山2号線	2,500	644	100,397	39,362			

開設 拡張 別	種 類	位 置		路 線 名	延長 (m)	利 用 区 域			国 調 有 整 林 の 道 と 必 要 の 連 有 無	備 考	開 設 拡 張 の 順 位
		市区町村名	大 字			面積 (ha)	材積(m ³)				
							針葉樹	広葉樹			
開設	自動車道	南丹市	美山町小淵、美山町肱谷、美山町向山	大野対岸線	1,000	233	41,617	7,408			後期
			美山町高野(砂木)、美山町豊郷(林)、美山町北	北林線	2,000	245	37,679	17,843			
			美山町田歌、美山町高野	唐戸対岸線	1,200	227	19,369	24,266			
			園部町殖生	蛇ヶ谷線	500	46	5,881	2,324			
			園部町天引	若山ガヨノ谷線	500	54	9,218	2,409			
			八木町諸畑、八木町船枝	船枝千谷諸木山線	2,500	134	25,338	3,287			
			八木町神吉	石迫線	1,000	36	8,199	251			
			八木町船枝	船枝線	500	71	15,942	302			
			日吉町田原・日吉町畑郷・日吉町四ツ谷	中垣内深山肱谷線	2,000	217	34,555	12,623			
			日吉町胡麻、日吉町畑郷	中垣内深山線	3,000	182	28,664	7,729			
日吉町天若	小倉谷線	800	46	9,181	883						
【開設 後期 計】					30,280	4,149	688,344	242,699	21 路線		
【開設 計】					72,960	7,041	1,132,318	429,633	43 路線		
改良	自動車道	南丹市	美山町肱谷	菅生山線	3,600	281	65,431	4,433		局部改良、法面保全	前期
			美山町高野(今宮)、美山町和泉、美山町大野	奈良井谷線	2,400	487	84,210	27,405		局部改良、法面保全	
			美山町芦生	小野子谷線	100	139	9,615	16,988		局部改良、法面保全	
			美山町島	須麦谷線	100	438	53,277	44,862		局部改良、法面保全	
			美山町大野	飛谷線	500	95	16,150	4,228		局部改良、法面保全	
			美山町原	原北谷線	200	108	12,135	8,650		局部改良、法面保全	
			美山町北	北谷線	50	198	22,129	20,157		橋梁改良、局部改良	
			日吉町四ツ谷	海老谷線	3,900	131	12,439	11,492		橋梁改良、局部改良	
			美山町河内谷	深見大布施線	654	415	53,949	27,331		局部改良、法面保全 交通安全施設	
			美山町肱谷、向山	丹波美山1号線	2,494	677	172,922	4,775		局部改良、法面保全 交通安全施設	
			日吉町畑郷	丹波美山1号線	4,915	502	43,723	54,369		局部改良、法面保全 交通安全施設	
			美山町大野、肱谷、島	肱谷四ツ谷線	2,720	112	13,254	11,542		局部改良、法面保全 交通安全施設	
			日吉町四ツ谷	肱谷四ツ谷線	1,530	209	18,274	21,766		局部改良、法面保全 交通安全施設	
			美山町原、板橋	丹波美山2号線	7,381	479	69,460	35,248		局部改良、法面保全 交通安全施設	
日吉町四ツ谷	丹波美山2号線	769	587	93,025	32,809		局部改良、法面保全 交通安全施設				
美山町原、深見	原深見線	4,203	245	47,746	12,650		局部改良、法面保全 交通安全施設				
【改良 前期 計】					35,516	5,101	787,739	338,705	16 路線		
改良	自動車道	南丹市	美山町板橋	板橋線	500	250	41,603	16,408		局部改良、法面保全	後期
			美山町田歌	芦谷線	300	240	29,027	14,046		局部改良、法面保全	
			美山町高野(今宮)、美山町和泉、美山町大野	奈良井谷線	3,700	487	84,210	27,405		局部改良、法面保全	
			美山町原	原谷線	2,800	199	20,479	15,696		局部改良、法面保全	
			美山町原	原清水丸線	2,000	157	27,512	12,148		局部改良、法面保全	
【改良 後期 計】					9,300	1,332	202,831	85,703	5 路線		
【改良 計】					44,816	6,433	990,570	424,408	21 路線		
舗装	自動車道	南丹市	美山町肱谷	菅生山線	2,200	306	72,024	4,710			前期
			美山町島	須麦谷線	100	438	53,277	44,862			
			美山町三楚(岩江戸)、美山町大野、美山町萱野、美山町肱谷	大野対岸線	4,300	418	65,111	24,039			
			美山町大野	飛谷線	500	95	16,150	4,228			
			美山町原	原谷線	2,800	199	20,479	15,696			
			美山町原	原北谷線	200	120	13,486	9,613			
			美山町高野(今宮)、美山町和泉、美山町大野	奈良井谷線	2,000	487	84,210	27,405			
			美山町河内谷	深見大布施線	202	415	53,949	27,331			
			美山町肱谷、向山	丹波美山1号線	873	677	172,922	4,775			
			日吉町畑郷	丹波美山1号線	2,373	502	43,723	54,369			
			美山町大野、肱谷、島	肱谷四ツ谷線	2,720	112	13,254	11,542			
			日吉町四ツ谷	肱谷四ツ谷線	1,627	224	18,377	26,352			
			美山町原、板橋	丹波美山2号線	2,505	479	69,460	35,248			
			日吉町四ツ谷	丹波美山2号線	255	544	90,289	36,155			
美山町原、深見	原深見線	2,205	245	47,746	12,650						
【舗装 前期 計】					24,860	5,260	834,457	338,975	15 路線		
舗装	自動車道	南丹市	美山町肱谷	菅生山線	2,000		72,024	4,710			後期
			美山町板橋	板橋線	500	250	41,603	16,408			
			美山町田歌	芦谷線	300	240	29,027	14,046			
			美山町原	原清水丸線	3,400	157	27,512	12,148			
			美山町高野(今宮)、美山町和泉、美山町大野	奈良井谷線	3,700	487	84,210	27,405			

開設 拡張 別	種 類	位 置		路 線 名	延長 (m)	利 用 区 域		国 調 有 整 林 の 必 要 の 道 と の 連 有 路 無	備 考	開設 拡張 の 順 位	
		市区町村名	大 字			面積 (ha)	材積(m ³)				
							針葉樹				広葉樹
			美山町小淵、美山町脇谷、美山町向山	大野対岸線	2,900	233	41,617	7,408			
			日吉町四ッ谷	海老谷線	3,900	131	12,439	11,492			
			日吉町木住	猪ノ谷線	400	65	14,736	262			
			日吉町四ッ谷	積谷線	500	172	30,026	8,356			
			日吉町田原	旅谷線	700	153	31,496	3,285			
			【舗装 後期 計】		18,300	1,888	384,690	105,520		10 路線	
			【舗装 計】		43,160	7,147	1,219,147	444,495		25 路線	
			南丹市 計		160,936	20,622	3,342,035	1,298,536		89 路線	

	【京都府 開設 計】	118,554	13,206	2,035,811	778,021	85 路線
	【京都府 改良 計】	169,622	21,895	3,139,595	1,439,022	83 路線
	【京都府 舗装 計】	167,698	21,120	3,300,509	1,207,045	95 路線
	【京都府 総計】	455,874	56,221	8,475,915	3,424,088	263 路線

(別掲) 軽車道

	【京都府 軽車道開設 計】	1,260	49	9,360	671	1 路線
	【京都府 軽車道改良 計】	7,097	1,690	264,471	57,500	13 路線
	【京都府 軽車道舗装 計】	5,270	1,048	133,956	59,954	7 路線
	【京都府 軽車道 総計】	13,627	2,786	407,787	118,125	21 路線

淀川上流地域森林計画書
(淀川上流森林計画区)

令和6年1月23日

発行：京都府（農林水産部林業振興課）

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話：075-414-5016 FAX：075-414-5010

